

『国立市暴力団排除条例（骨子）』に対する意見募集の結果について

『国立市暴力団排除条例（骨子）』の意見募集に貴重なご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表いたします。

1. 意見募集の実施概要

(1) 実施期間

平成25年9月5日（木）から10月1日（火）まで

(2) 主な周知方法

ア 市報9月5日号への掲載

イ 市役所、北市民プラザ、南市民プラザ、くにたち中央図書館での閲覧

ウ 市ホームページへの掲載

2. お寄せいただいたご意見

(1) ご意見提出者数等

・人数：6名

・項目数：9項目

(2) 提出方法等

・電子メール：1名

・意見を聴く会での発言：6名

3. 実施結果

・条例案に反映することを検討しているご意見：1項目

「国立市暴力団排除条例(骨子)」に対する意見募集の結果について

No.	意見内容	市の考え方
1	<p>条例の制定に賛成する。 他市町村でも既に同様の条例が制定済又は制定予定であり、国立市がエアポケットになり暴力団が入り込んでしまわないよう条例の制定を進めていくべきである。</p>	<p>平成25年10月1日現在、都内60自治体で暴力団排除条例が制定済みです。社会全体による暴力団排除の気運を高めるためにも、国立市での暴力団排除条例の制定を速やかに進めてまいります。</p>
2	<p>北九州市では、『暴力団立ち入り禁止』ステッカーを貼る飲食店関係者が何者かに襲われるという事件も発生しており、市民が暴力団に立ち向かうことには個人への報復攻撃といった危険が存在する。 そのため、条例で市民に責務を負わせることには違和感がある。</p>	<p>暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)施行後、暴力団はその組織や活動の実態を隠蔽して資金獲得活動を行う傾向が強まっています。そのため、暴対法のような直接的な規制だけではなく、暴力団排除条例のように行政、市民、事業者等が連携して、『社会全体による暴力団の排除』を進めていく必要があります。 市民の責務を規定したのは、この『社会全体による暴力団排除』を進めるために、皆様の協力が不可欠だからです。 もともと、生命・身体の安全が最優先であるため、市民が真正面から暴力団と立ち向かうということまでは本条例では想定していません。皆様に担ってほしい役割としては、消極的には、基本理念の『暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない、暴力団と交際しない』ということ、また、積極的には、市民の努力義務としての警察への情報提供等です。</p>
3	<p>東京都暴力団排除条例にて、学校等の敷地の周囲200メートルの区域内で暴力団事務所を開設、又は運営してはならないことを規定しているが、これを市条例で市内全域に広げてはどうか。 周囲200メートルでは、市内のいくつかの地域が範囲外になってしまう。</p>	<p>都条例にて、不動産の譲渡等をする者に対して、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認する責務を別途規定しており、暴力団事務所の開設運営の禁止規定と相まって相当な効果が見込まれています。 なお、都条例の規定にかかわらず、市条例にて市内全域で暴力団事務所の新設を禁止することも法制上は可能だと考えられますので、条例に盛り込むことも検討してまいります。</p>
4	<p>最近、駅前や高架下の落書きが急増しており、市内の治安が悪くなったと感じている。 治安が悪くなると、暴力団が入り込みやすくなってしまふ。</p>	<p>暴力団が入り込みやすい環境をつくらないためにも、市内の落書き対策や防犯パトロール等の日常的な防犯施策も同時に進めてまいります。</p>
5	<p>暴対法や東京都暴力団排除条例が施行されている中で、あえて今、国立市でも暴力団排除条例をつくる必要性を感じない。</p>	<p>暴対法施行後、暴力団はその組織や活動の実態を隠蔽し、様々な企業活動や政治活動、社会運動を装って、資金獲得活動を行う傾向が強まっています。 このような資金獲得活動の多様化・巧妙化に対抗するためには、暴対法のような直接的な規制だけではなく、暴力団排除条例のように行政や市民の側に暴力団が利することのないよう責務や役割を定め、社会全体による暴力団の排除を進めていく必要があります。 また、都条例では広域自治体としての都の役割や都の事務事業からの排除しか規定できないため、市の事務事業から暴力団を排除するため、国立市でも条例を制定する必要があります。</p>
6	<p>長年、市内で防犯活動を行っている者として、地域の安全に関わる暴力団排除条例の早期の制定を望みます。 何か事件が起こってから慌てて条例を制定するといった『泥縄』となることのないよう是非お願いしたい。</p>	<p>日頃から当市の防犯行政にご協力いただきありがとうございます。市民の皆様の安全のため、条例制定を確実に進めてまいります。</p>

7	<p>規制対象となる「暴力団」「暴力団関係者」の定義が骨子には全く明示されず曖昧なままで、将来の行政当局あるいは警察により拡大解釈適用される危険性がある。そうならないという『歯止め』規定が全くない。</p>	<p>まず、「暴力団」の定義については、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」という暴対法2条2号の規定を引用する予定です。</p> <p>また、「暴力団関係者」の定義については、「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とする予定です。</p> <p>具体的には、①暴力団や暴力団員が実質的に経営している法人等に所属する者、②暴力団員を雇用している者、③暴力団や暴力団員を不当に利用していると認められる者、④暴力団の維持、運営に協力したり、関与していると認められる者などを指します。</p> <p>ところで、刑罰法規や表現の自由を規制する法規については、憲法上法規の内容の明確性が要求されます。この点、本条例は刑罰法規や表現の自由を規制する法規には当たらないため、厳格な明確性までは要求されないと考えられます。</p>
8	<p>暴対法をめぐる司法判断でも、「おそれがある」との理由で一律に団体規制することは憲法の「結社の自由」や基本的人権を侵害するとされ、「指定暴力団」による規制についても慎重が求められるとしている。</p> <p>関わらず、東京都をはじめ各自治体で制定されている暴力団排除条例では、「暴力団」や「暴力団関係者」の定義として暴対法2条2号が引用され、曖昧なまま団体排除がされている。</p> <p>仮に国立市で条例を制定するとしても、「暴力団」の定義は曖昧な暴対法2条2号ではなく、都道府県公安委員会が責任を持って指定する暴対法2条3号「指定暴力団」とすべきである。</p>	<p>また、最近の暴力団がその組織や活動の実態を隠蔽する傾向にあることから、文言上その実体を過不足なく定義し尽くし、明確にすることには限界があります。</p> <p>そして、その範囲を指定暴力団のみというように限定してしまった場合、近年巧妙な資金獲得活動を行うようになっている暴力団を排除することができず、暴対法とは別に、本条例を制定する目的が骨抜きになってしまう恐れがあります。</p> <p>また実際問題として、暴力団であるか否かの判断は、市にその判断の根拠となる情報が乏しいため、警察からの情報提供に基づいて判断する外なく、条文の文言上は暴対法2条2号のような、ある程度の明確性をもった文言とすべきと考えています。</p>
9	<p>市民や事業者の個人情報提示して警察に問い合わせることは、努めて慎重にすべきである。</p> <p>仮に必要な場面があるとしても、文書による手続きと、濫用されないような事後検証手続きをあらかじめ明確にすべきである。</p>	<p>警察への照会は個人情報の目的外利用にあたるため、市の個人情報保護審議会に諮問を行いました。</p> <p>その結果、個人情報の目的外利用については可、個人情報の本人以外の者からの収集及び外部提供については、できる限り本人同意を得て行うことを条件として可、との答申を受けています。</p> <p>また、条例施行から1年経過後、本人同意の実施状況等制度の運用状況について同審議会に報告いたします。</p> <p>なお、照会手続きについては、条例制定後に警察と合意書を取り交わし、それに基づき文書で行う予定です。</p>